

「大同生命文書」

解題

2013年7月17日版

目 次

はじめに	… 1
伝来の経緯	
資料群の特長	
管理・公開体制	
1. 広岡家の系譜	… 2
広岡家の来歴	
広岡家の系譜	
2. 加島屋久右衛門の経営	… 7
近世大坂における加久の地位	
米商としての加久	
両替商としての加久	
入替両替としての加久	
大名貸としての加久	
3. 加島銀行の経営	… 13
加島銀行の略歴	
加島銀行の設立と経営動向	
金融恐慌と銀行整理	
4. 大同生命の経営	… 17
経営動向	
株主総会	
政府と保険会社	
5. 広岡合名会社について	… 18
6. 広岡家と茶道	… 20
近世茶道の展開と 17 世紀前半の千家の茶	
17 世紀後半～19 世紀前半における千家の茶と上方豪商	
「大同生命文書」に見る近世広岡家の茶道	
「大同生命文書」に見る近代広岡家の茶道	
小括	

はじめに

「大同生命文書」について

「大同生命文書」は、大同生命保険株式会社（以下、大同生命）の創業一族である広岡家に関する資料、ならびに江戸時代大坂の両替商、加島屋（広岡）久右衛門（以下、加久）、1888年設立の加島銀行、1902年設立の大同生命に至るまでの経営・家政資料、約2,500点の総称である。2012年に迎えた大同生命の創業110周年を機に展開する記念事業の一環として、文書を長く後世に伝え、以て広く学術研究に資することを目的として、2011年12月27日、国立大学法人大阪大学経済学部（以下、大阪大学）に寄託されたものである。

伝来の経緯

「大同生命文書」が大同生命に伝來した経緯については必ずしも明らかではないが、経営関連資料は、大同生命の前身となった加島銀行、大同生命保険相互会社より引き継がれたものと判断される。また、一部資料は広岡家の御子孫から寄贈されたものである。

当該文書については、2002年に大阪市史編纂所が整理を行っており、その際に電子目録が作成されている。この度、大同生命110周年記念事業を機に、澤井実（大阪大学大学院経済学研究科）を中心に、宮本又郎（大阪大学名誉教授）、倉林重幸（湯木美術館）、結城武延（秀明大学総合経営学部）、高槻泰郎（神戸大学経済経営研究所）によって構成される研究グループが、大同生命広報部の全面的な支援の下、新たに追加された資料も含めた電子目録を作成した⁽¹⁾。

資料群の特長

数ある企業経営資料の中でも、近世から昭和期までを網羅する資料は極めて限られる。その中で、江戸時代における両替商、加島屋久右衛門にはじまり、加島銀行、大同生命へと続く歴史が網羅されている当該資料群は、その存在自体が驚きを伴う好資料である。

しかし、「大同生命文書」は、これまでその価値に見合うだけの参照をなされておらず、『大同生命70年史』、『大阪市史史料』など、ごく少数の文献において参照されるにとどまっていた⁽²⁾。上述の通り、2002年には、大阪市史編纂所によって、文書の整理、および目録の作成が行われたものの、本格的な分析は加えられないままでいた。この度、大同生命の110周年記念事業の一環として、「大同生命文書」が広く世に公開される機会を得たことは学界の慶事と言える。今後の活用、研究の進展に大いに期待したい。

(1) 大阪市史編纂所によって作成された電子目録は、極めて完成度の高いものであり、作業に当たられた方々への敬意をここに表するものである。上記研究グループでは、大同生命社員の方々にも不便なく資料を検索してもらえるよう、資料に記載されている内容の紹介に力を置き、旧電子目録の拡張に努めた。作業に当たっては、滝理佳氏（大阪大学大学院経済学研究科博士前期課程）のご協力を得た。お名前をここに記して深謝する。

(2) 大同生命保険相互会社編『大同生命70年史』同社発行、1973年、大阪市史編纂所編『大阪市史史料 第67輯 会計官日誌』大阪市史料調査会、2006年。

管理・公開体制

「大同生命文書」は、平成 25 年 8 月以降、大阪大学経済史・経営史資料室（大阪大学豊中キャンパス、法経研究棟地下 1 階）において管理・公開される。閲覧希望者は、同資料室に来訪し、備え置きの目録を閲覧の上、資料閲覧（複写）を請求することになる。具体的な閲覧手続きについては、同資料室 HP (<http://www2.econ.osaka-u.ac.jp/history/>) を参照されたい。

1. 広岡家の系譜

広岡家の来歴

『大同生命 70 年史』は、大同生命創業の家である広岡家の歴史を「別編」として整理している⁽³⁾。それによれば、広岡家の遠祖は、村上源氏である赤松家から分かれた赤松則村の孫、広岡五郎源則弘であり、則弘から数代を経た正厚の代に至り、摂津国川辺郡浪花村に移住したとする。この記述は、広岡家末裔にあたる広岡信一郎氏が自費出版した『加島屋廣岡家の由来』においても見られるものである⁽⁴⁾。

しかし、「大同生命文書」中の諸系図を参照する限り、広岡の姓を最初に名乗ったのは則弘ではなく、後に見る尼崎広岡宗家の祖、豊政の代以降とする系図（「大同生命文書」所収「広岡系図」A1-6⁽⁵⁾）もあり、必ずしも一定しない。遠祖に関する検証は後考に委ねなければならないが、広岡家の系譜に関する興味深い資料を 1 点だけ紹介する。

大同生命の前身と位置づけられる江戸時代大坂の両替商加久は、数々の幕府御用を引き受けた功により、文化 15 年（1818）2 月 4 日、大坂西町奉行所に召し出され、その功を賞せられる旨が口達されている。その際に、大坂町奉行所与力の永田亀十郎より、褒美を授かるに当たって家の由緒を調べ、書付として提出するよう指示されている。

この指示を受けて、手代の覚兵衛を中心となって由緒書を作成するのであるが、その顛末を記録した資料が「〔広岡家由緒並に御褒美頂戴の儀書上〕」A2-3 である。覚兵衛は大坂西町奉行所より戻って、主人（7 代久右衛門、正慎）をはじめ同僚の手代を交えて相談しているが、その結果は以下のように記録されている（現代語訳）。

手元の書き物入れを調べたが、系図を明らかにすることはできなかった。もとより残っている系図には詳しいもののがなく、当家の元祖である教西様〔初代加島屋久右衛門〕から当代まで 7 代の履歴については細かく分かったものの、元祖が同苗である五兵衛殿より分家したのか、あるいは難波村より出たのかが分からなかった。そして当然ながら、元祖の実父の名前や、年歿なども分からなかった。

要するに文化 15 年の時点で、当主の正慎自身も含め、初代加久（教西）以前の来歴を把握していなかったのである。手代達は隠居（6 代久右衛門、正誠）に話を聞き、摂津国川辺郡東難波村にも出向いて調査を重ねているが、結局のところ、初代加久（教西）が豊政（尼

(3) 前掲『大同生命 70 年史』309-316 頁。

(4) 広岡信一郎『加島屋廣岡家の由来』同氏発行、2004 年。

(5) 以後、「大同生命文書」中の資料は「資料名」資料番号、と表記する。

崎広岡家宗家初代、法名・西念）の二男であったことを突き止めたに止まっている。

明治以降に作成されたと考えられる諸系図や、同じく明治以降に作成された広岡家の来歴や由緒に言及した資料には、村上源氏たる赤松家からの系譜を明記したり、創業の年代や創業時の家業について記したりするものが散見されるが、19世紀初頭の段階で、広岡家が自家の系譜を見失っている点は看過できない。この点を考慮し、以下で行う広岡家の系図復元作業は、豊政以降について行うこととし、それ以前の来歴は後考に委ねるという立場をとる。

広岡家の系譜

広岡家の系譜を復元するに当たって典拠とした資料は、「大同生命文書」に複数点確認できる系図資料であるが、系図の作成年代や記載内容にはばらつきがあり、記載内容が相互に矛盾することも少なくない。そこで、複数の資料を付き合わせながら、確実性の高い記述のみを採用して系図を作成したものが図1-1と図1-2である。ここでは広岡宗家、加島屋久右衛門家、加久の分家である加島屋五兵衛家（江戸堀、新宅とも）、同じく加久の分家である加島屋治郎三郎家（四軒町）について採録しているが、以下では加久を中心に、主要な人物について概説する⁽⁷⁾。

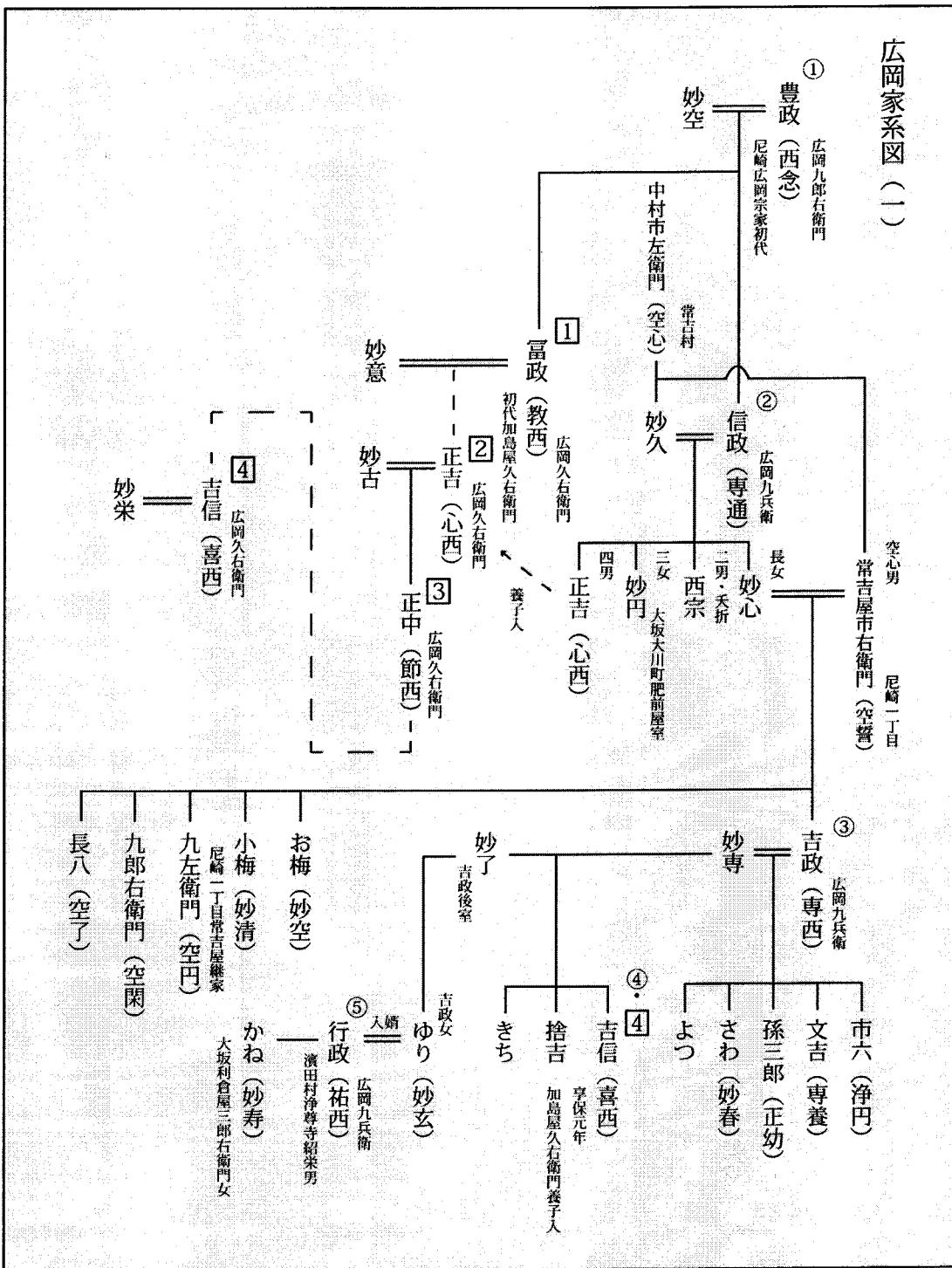
初代加島屋久右衛門である広岡富政（教西、1603-1680）は、宗家の広岡九郎右衛門（豊政、西念、1544-1643）の二男にあたる。初代加久が大坂御堂前に店を構え、精米業を営んだのが寛永2年（1625）であったとする研究もあるが⁽⁸⁾、「大同生命文書」には、この点を裏づける資料が確認できない。現段階で確実なことは、文化15年（1818）の段階で、加久の手代達が元禄6年（1693）時点の玉水町の水帳（町会所が保管する土地台帳）に、加久の名を見出していることである（前掲「[広岡家由緒並に御褒美頂戴の儀書上]」A2-3）。遅くとも元禄6年までに、2代加久（正吉、心西）か3代加久（正中、節西）のいずれかが、玉水町に屋敷を買い求めたのであろうが、創業時の生業については漠として知れない。

2代加久（正吉、心西、1649-1703）は、初代加久の実兄・広岡九兵衛（信政、専通、1597-1663）の四男であり、初代加久の養子として加久を継家している。

(7) 加久において作成された資料では、摂津国川辺郡東難波村（現・兵庫県尼崎市）に居住した家を「宗家」と呼称することにならい、本稿では東難波村の広岡九郎右衛門（九兵衛）家を「宗家」と表記する。

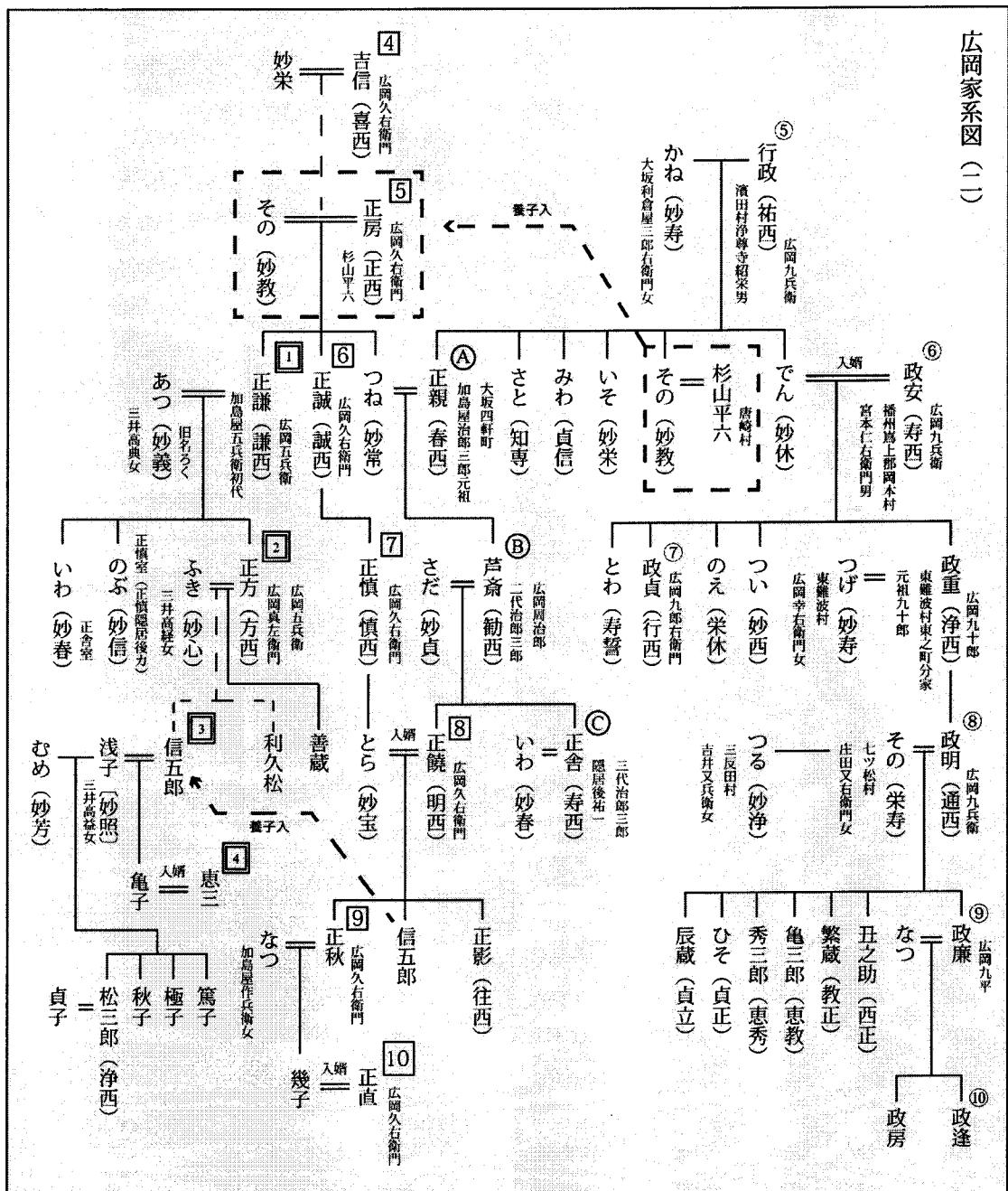
(8) 宮本又次『大阪町人』弘文堂、1957年。宮本は典拠を示していないが、この記述に統けて、2代加久が夭折し、3代加久が御堂前より玉水町に店を移した云々とある。2代加久（正吉、心西）は行年55歳であることから、これらの記述は再検討を要するだろう。

図 1-1 広岡家系図①



注) 人名右上脇の記号は、歴代当主の代数を示し、宗家は丸数字、大坂本家は□数字、大坂分家の内、五兵衛家は二重□数字、治郎三郎家は大文字アルファベットによって、それぞれ示した。「=」は婚姻関係、「—」は後妻、「|」は血縁、破線は養子をそれぞれ示し、養子、入婿などの情報は判明する限り、付記した。釋名が判明する場合は、名前下部に丸括弧（）で示し、判明しない場合は俗名のみを示した。

図 1-2 広岡家系図②



注) 凡例については、図 1-1 の注を参照のこと。

3代加久（正中、節西、1687-1720）は2代加久の実子と考えられるが、4代加久（吉信、喜西、1689-1765）は、宗家より養子入りして継家している。2代と4代に共通することは、いずれも宗家より養子入りして加久を継家していること、そして宗家の嫡男でありながら、加久に養子入りし、継家していることである。4代加久（吉信、喜西）に至っては、宗家を継家していくながら、その家督を行政（祐西）に譲って加久へ養子入りしている。宗家と加久を含めた広岡家総体として、加久の継家を重視したことの表れと言えるだろう。

加久では男子に恵まれなかつたと見え、5代加久（正房、正西、1742-1783）も宗家から養子入りしている。もともと正房は、広岡九兵衛（行政、祐西、1695-1782）の女・その（妙教）の嫁ぎ先である唐崎村（現・大阪府高槻市）の杉山平六であり、それ以前の加久との血のつながりはない。

5代加久は、嫡男の正誠に加久を継家させ、二男の正謙（謙西）には加島屋五兵衛家（江戸堀一丁目）を興させている⁽¹⁰⁾。五兵衛家は「新宅」とも呼ばれ、玉水町の加島屋久右衛門家の分家に当たり、宗家から見れば孫分家ということになる。「新宅」が成立した正確な年代については不詳だが、「大同生命文書」に残されている最も古い五兵衛家関連資料は、天明7年（1787）のものである（「奉願口上覚（家質抵当地所等下渡願）」B8-18）。また、1909年、9代久右衛門（正秋、1844-1909、大同生命初代社長）の葬儀に際し、正秋の事蹟を称えるべく、広岡大坂本家によって作成された一冊資料（「近世御家歴玉集」A3-6）は、分家創出の時期を安永年中（1772-1780）としている。

6代加久（正誠、誠西、1833年没）、7代加久（正慎、慎西、1840年没）はそれぞれ先代の実子と考えられるが、8代加久（正饒、明西、1806-1869）は7代の婿養子に当たる。

9代加久（正秋、1844-1909）は、8代加久の実子であり、後に加島銀行の頭取、大同生命の初代社長を務める。当初、8代加久の嫡男は正影（往西、1865年没）とされており、二男の信五郎（正信、1904年没）は五兵衛家へ養子に出されていたが、正影が25歳の若さで亡くなつたため、三男の正秋が9代加久として継家することになったのである。

なお、正秋の妻なつは、加島屋（長田）作兵衛（以下、加作）より入嫁しているが、これには背景があった。同じ玉水町に店を構え、店名前も同じ加島屋であり、しかも共に大名貸しを家業とした加久と加作はライバル関係にあり、両家の手代は「我々こそ加島屋本家である」と張り合い、決して良好な関係ではなかつたとされる（「〔親類書〕（広岡家他の親戚関係につき）」A3-3）。なつは当初、三井八郎治郎と許嫁の関係にあつたが、加久と加作の関係改善のため、正秋に嫁ぐことになったのである⁽¹¹⁾。

五兵衛家に養子入りした信五郎は、3代五兵衛として継家し、後に加島銀行の相談役と

(10) 「広岡系図」A1-6は、広岡九兵衛（吉政、専西）の弟にあたる長八（空了、1687年没）について、「大坂加島屋五兵衛継家」としている。また、先に紹介した「〔広岡家由緒並に御褒美頂戴の儀書上〕」A2-3にも、「同苗五兵衛殿」の記述が見える。これらが示す五兵衛家の起源は不明であり、かつ正謙（謙西）が継家した五兵衛家と同一と言えるのかも定かではないが、ここでは便宜的に正謙を初代五兵衛と見なして記述する。後考を俟ちたい。

(11) なつの入嫁については、鶴岡実枝子「加島屋長田家文書解題」史料館編『史料館所蔵史料目録 第十四集』同館発行、1968年、125-158頁も参照のこと。

なる。妻は、三井高益（小石川家第6代、1800-1858、1823年より三郎助）の四女・浅子である⁽¹²⁾。

信五郎と浅子の間に生まれた娘、亀子に婿入りし、1904年に五兵衛家の家督を相続したのが広岡恵三であり、大同生命保険株式会社の2代社長となる。恵三は、旧大名の一柳家に出自を持ち、妹の一柳満喜子は、建築家のウィリアム・メレル・ヴォーリズ（William Merrell Vories、1880-1964）の妻となったことで知られる⁽¹³⁾。

10代加久（正直、1888-1978）は、9代加久（正秋）の長女、幾子の婿養子として継家した。大同生命保険株式会社の3代社長となる正直は、『大同生命70年史』によれば、旧鳥取藩士三沢立身の六男で、旧名を「案山子（かかし）」と称した。

2. 加島屋久右衛門の経営

近世大坂における加久の地位は、これまで強く意識されてこなかったと言える。学術研究のみならず、一般的な認知度においても、鴻池、三井、住友などに比べれば加久のそれは低いと言わざるを得ない。しかし、近世期の人々の認識からすれば、加久はこれらに肩を並べる豪商であり、為政者たる幕府も一目を置く存在であった。「大同生命文書」の公開を機に、加久の経営分析が進み、その認知度が高まっていくことが期待される。そこで、以下では加久の近世大坂における位置づけを概観した上で、その経営内容について簡単な紹介を試みる。

近世大坂における加久の地位

公的な統計が整備されておらず、近代以降のように商工業者への課税制度が確立していなかった近世期にあって、商家の地位や規模を推し量ることは容易ではない。いわゆる「長者番付」として流布した刷り物は、正確な統計に基づいたものではなく、あくまでもイメージに基づいた順序づけであることは贅言を要さない。

学術研究において試みられてきた方法としては以下の2つが挙げられる。第一に、決算簿に示される身代（総資産高、または総資産から総負債を差し引いた純資産高で捉えられる）の規模や、売上高を参照し、相互に比較することである。第二に、幕府が命じた御用に、どれだけの貢献をなしたのかで商家の地位を推し量ることである。以下、これら2つの手法に基づいて、加久の地位を確認する。

まず、決算簿に基づく分析である。加久の決算簿としては、天明2年度（1782）の「勘定目録」が唯一残されている（「天明二年寅極月晦日勘定目録」B3-1）⁽¹⁴⁾。これは、天明

(12)『稿本 三井家史料 小石川家第六代三井高益』発行年不詳、公益財団法人三井文庫所蔵。浅子の事蹟については、『大同生命70年史』315-316頁に簡潔に整理されている。

(13) ヴォーリズ建築事務所（現・一粒社ヴォーリズ建築事務所）と広岡家の関わりは深く、大同生命旧大阪本社ビルのみならず、広岡家の私邸や別荘についても、ヴォーリズ建築事務所が設計に携わっていたことを窺わせる資料が多数見られる（「大阪広岡氏邸一階平面図」A5-9など）。

(14) 詳述は避けるが、五兵衛家の勘定目録については、文化11年度（1804）から1872年まで、欠年はあるものの、連続的に残されている（B3-2～B3-40）。

3年正月の段階で、天明2年1月から12月までの経営内容、資産・負債の状況について整理したものであり、その概略は表2-1のように整理される。

表2-1 天明2年度の加久「勘定目録」（抄）

銀				
記号	貰	匁	項目	備考
A	58	233.81	諸大名からの扶持米(合力米)	
B	21	668.80	家賃収入	
C	10	171.00	雑収入	
D	90	73.19	利子収入を除いた収入合計	A～Cの合計
E	667	597.68	支出合計	
F	▲ 577	524.50	利子収入を除いた損益(ここでは損失)	DとEの差額
G	1,513	322.99	利子収入(大名貸・入替両替など)	
H	935	798.49	当期利益	FとGの合計
I	26,411	922	貸付残高	
J	641	827.41	御用金残高(対幕府債権)	
K	159	824.09	現銀資産	
L	27,213	573.37	資産	I、J、Kの合計
M	4,395	572.27	負債	
N	22,818	1.10	今期純資産	MとNの差額

出典) 「天明二年寅極月晦日勘定目録」B3-1。

加久の決算は収益費用勘定から始まる。扶持米、合力米など諸大名からの収入、ならびに家賃収入や雑収入を足し合わせて、利子収入を除いた収入合計を計上し(D)、そこから支出(E)を差し引くことで収益費用勘定を行い、そこに利子収入(G)を合算することで営業利益を計算している(H)。収入の圧倒的部分が、大名貸と入替両替によって生み出されていることが分かる⁽¹⁵⁾。また、利子収入を他の収入と区別しているのは、前者こそ経営の要であると認識されていた証左であると考えられる。

続いて資産負債勘定に移る。資産残高を計上し(K)、そこから負債(M)を差し引くことで、今期純資産(N)を計上している。

加久による決算簿の特徴を整理するべく、試みに同年度の鴻池屋善右衛門（以下、鴻善）の決算簿「算用帳」を参照する（表2-2）。「算用帳」は資産負債勘定から始まる。資産と負債をそれぞれ計上し、差し引きすることで純資産を計上している(ウ)。続いて収益費用勘定が行われる。前年度純資産(エ)に利子収入と雑収入を足し合わせ(オ、カ)、支出を差し引くことで今期純資産が計算される(ケ)。資産負債勘定から導かれた純資産(ウ)と、収益費用勘定から導かれた純資産(ケ)が一致することが確認されるだろう。

(15) 残念ながら利子収入は合算値しか示されておらず、その内訳は不明である。

表 2-2 天明 2 年度の鴻善「算用帳」(抄)

銀				
記号	項目	貫	匁	備考
ア	資産	26,543	205.90	
イ	負債	7,230	278.07	
ウ	純資産	19,312	927.83	アとイの差額
エ	前年度純資産	18,832	76.45	
オ	利子収入	943	399.59	
カ	雑収入	9	746.49	
キ	△	19,785	222.53	エ～カの合計
ク	支出合計	472	294.70	
ケ	今期純資産	19,312	927.83	キとクの差額

出典)「算用帳」大阪大学経済史・経営史資料室「鴻池善右衛門家文書」紙焼き史料、No.1077。

加久と鴻善の決算簿に見える相違点として顕著なのは、収益費用勘定と資産負債勘定を突き合わせるか否かである。加久においては、それぞれが別個に行われている。すなわち、天明 2 年度の収益 (H) を前年度の純資産に足し合わせ、それと天明 2 年度の資産負債勘定から導かれる純資産 (N) とを突き合わせるという作業はしていない。

数値に目を移そう。純資産で比較した場合でも、利子収入で比較した場合でも、加久が鴻善を上回っていることが分かる。両家とも、資産の大部分が貸付金によって構成されており、その質を問うことなく、額面の多寡のみを比較して経営内容の善し悪しを論じるべきではないとはいえ、大坂を代表する豪商・鴻善を上回る数値を、加久の決算が示していたことは注目に値する。

次に、幕府御用について見ていく。ここで言う御用には種々含まれるが、商家の規模を推し量る上で都合がよいのは、政策資金の調達を企図して、幕府が商家に命じた御用金の拠出である⁽¹⁶⁾。

幕府が大坂で御用金を募集した最初の事例は、宝暦 11 年 (1761) 12 月の御用金である。この時、加久は鴻善、三井八郎右衛門らと並んで筆頭額となる 5 万両を拠出している⁽¹⁷⁾。その後、18 世紀後期から幕末にかけて、幕府は繰り返し大坂商人より御用金を徴収しているが、加久は鴻善と並んで筆頭額を請け負い続けている⁽¹⁸⁾。筆頭額を請け負う家は、時期によって入れ替わりがあるが、継続して名前が見出せるのは、鴻善と加久のみである。両家がいかに突出した存在であったか、推して知るべきである。

また、「御用日記」B6-1、B6-2 からは、鴻善と加久の両家が、幕府の政策の諮詢に与っていたことが分かる。すなわち、明和 9 年 (1772) に、大坂における米切手取引について、

(16) 御用金とは、資金の上納ではなく、あくまでも幕府による借り入れであり、原則として利子を付して返済されるべきものである。

(17) 「御買米御触書之写」(大阪大学経済史・経営史資料室所蔵「鴻池善右衛門家文書」3-1)。

(18) この点について、詳しくは高槻泰郎『近世米市場の形成と展開—幕府司法と堂島米会所の発展—』名古屋大学出版会、2012 年、第 3 章～第 5 章を参照のこと。

それを取り締まるための法案を幕府が検討した際、鴻善と加久の両家を大坂町奉行所に呼び出し、遠慮なく意見を述べよと申し渡されている⁽¹⁹⁾。詳細な経緯について、ここでは割愛するが、この時、幕府が鴻善・加久の意見を受け容れる形で政策を決定していることが重要である。金銭的な御用を請け負ったということのみならず、市場の管理・運営という面でも貢献していたことは特筆に値する。

米商としての加久

続いて、加久の経営内容に目を移す。加久が18世紀中期には大坂商業界をリードする立場にあったことは明白であるにしても、そこに至る過程は必ずしも明確ではない。

そもそも、加久の創業時における生業からして不詳であるが、18世紀初頭の段階で、大坂米市場に深く関与していたことを窺わせる資料が散見される。すなわち、享保15年（1730）8月、幕府が堂島米会所における米切手取引、およびその先物取引を公認し、翌16年に、主立つ米仲買5名を米方年行司に任命し、市場の監督に当たらせることになった時、米方年行司に任命された5名の中に加島屋久右衛門の名が見出せる⁽²⁰⁾。堂島米会所の公認前後において米仲買仲間の中で重要な地位を占めていたことが窺える。

ところが、米仲買としての活動を裏づける資料は少なくとも「大同生命文書」には残されていない。先に見た天明2年度（1782）の「勘定目録」にも、米仲買業に従事していたことを窺わせる要素は含まれない。18世紀後期には米仲買業からは手を引いていた可能性が高いと言えるだろう。

一方、加久が享保11年（1726）の段階で大聖寺藩の蔵元を務めていたことが確認できることから（「大坂え御廻米御支配覚」B8-49、「御請合申上ル事（加島屋久右衛門大坂蔵元請合につき）」B8-50、「〔御積所船荷積渡等五箇条書〕」B5-2）、18世紀初頭には米仲買として、そして諸家蔵屋敷の蔵元として、大坂米市場に深く関わった経営を展開していくことが窺える。

両替商としての加久

上記「勘定目録」中に、「小判売買利」として3貫338匁余が収益として計上されていることから、いわゆる両替業務も行っていたことを窺わせるが、利子収入1,513貫322匁余と比較した時、経営の中心でなかったことは明らかである。

元文6年（1741）2月付の、新屋安郎という両替商が本両替仲間行司に宛てて提出した口上書が残されていることから（「口上（新屋安郎両替店休業届）」B4-1-1）、加久が本両替仲間に属していた可能性も否定できないが、残念ながら、本両替仲間の構成員としての活動を窺わせる資料は、これ以外には見出せていない。やはり加久は、大名貸商人、ならびに入替両替として、その性質を把握すべき家であると言えるだろう⁽²¹⁾。

(19) 前掲高槻[2012]216-231頁。

(20) 「浜方記録」本庄栄治郎編『近世社会経済叢書第二巻』改造社、1926年、21-22頁。

(21) 表2-2で取り上げた鴻善「算用帳」を子細に見ると、「利入」が943貫399匁余、「小判利」が9貫421匁4分9厘、「為替賃」が325匁という構造になっており、加久の「勘定目録」にはない「為替賃」を計上している点は異なるとは言え、大名貸による収益が圧

この点は、広岡家の自己認識とも一致している。1909年、9代加久である広岡正秋（1844-1909、大同生命初代社長）の葬儀に際し、正秋の事蹟を称えるべく、広岡大坂本家によって作成された一冊資料（「近世御家歴玉集」A3-6）には以下のようにある。

当家か両替商を営むに至つたのは維新廢藩の後に属し、其以前は前記の如く徳川幕府御用、及び各藩の掛け屋蔵元であつて、唯單に素封家として両替類似の事を為すに過ぎなかつたので、同家並に鴻池善右衛門氏の家の如きは十人両替の中には入らぬのである、寧ろ幕府大名の御用を専らにする点から、更にヨリ以上有力の地位に居たのである、而も当家は其筆頭であつたのである

維新から相当な時間が経過しての回顧であることを割り引く必要があるが、「両替類似の事を為すに過ぎなかつた」との認識は、上記の観察と一致するものである。また、「幕府大名の御用を専らに」していたことも、加久がその筆頭であったことも、先に確認した通り、事実である。

入替両替としての加久

続いて加久の経営の柱と目される入替両替業について確認する。入替両替とは、大坂米仲買から担保として米切手を受け取って融資を行う両替商のことであり、市場参加者に投資資金を供給する重要な役割を負っていた⁽²²⁾。入替両替による金融があればこそ、毎年秋に販売が集中する米を買い支えるという、大坂米市場の最も重要な機能が果たされたのである。

加久の特質は、この入替両替によって財をなしたことにあるとされてきたが（前掲宮本[1957]）、具体的な取引実態については明らかにされていない。これは加久に限られたことではなく、入替両替という業態そのものが十分に解明されていない研究段階にある⁽²³⁾。

加久による入替両替業については、残念ながら取引台帳が残されておらず、具体的な取引実態を明らかにすることは難しい。表2-1に示した「利子収入」の中に入替両替による収入が含まれることは確かだが、その割合を明らかにすることはできない。唯一の望みは、明治初年に作成されたと考えられる「用達金（諸大名宛用立金差引書上）」B8-23という資料の裏紙が、米切手入替に関する近世期の取引台帳と考えられることだろうか⁽²⁴⁾。

大名貸としての加久

大名貸経営は、入替両替業と並ぶ、加久の経営における柱であるため、「大同生命文書」にも、大名貸に關係する資料が多数確認できる。惜しむべき点は、「鴻池善右衛門家文書」（大阪大学経済史・経営史資料室）所収の「掛合控」のように、大名と加久との交渉の過

倒的的部分を占めるという点で、加久と鴻善は共通する。

(22) 入替両替に関する概説的な説明としては、前掲高槻[2012]86-92頁を参照のこと。

(23) その中にあって白眉と言えるのが、入替両替の越後屋善太郎と加島屋作之助を素材に検討を加えた、石井寛治『経済発展と両替商金融』有斐閣、2007年、である。

(24) 先に紹介した。

程が窺える記述資料が含まれず、その多くが借用証文などの一紙文書で構成されていることである。しかし、このことは、加久において大名との交渉過程を記録しなかつたということを意味しない。

大正 11 年（1922）5 月、「広岡家所属古帳簿類調査整理委員」なる組織によって、旧倉庫に保管されていた広岡家所属の古帳簿、諸書類を整理し、処分したことが報告されている（「〔目録〕（広岡家所属古帳簿、書類整理につき）」A6-113）、この目録には近世から明治初期にかけて作成された文書類の表題が列挙されている⁽²⁵⁾。この時に切断・売却処分された文書の一覧を確認する限り、大名との交渉過程を記していると思われる一冊資料が多数存在していたことは明らかである。極めて残念ではあるが、売却に付された資料がいずれ発見されることを祈りつつ、「大同生命文書」に残された資料を丹念に分析することで、加久の大名貸経営に接近していかねばならない。

以下、加久の大名貸経営について、特徴的な点を紹介する。

加久による大名貸が、いつ頃より始まったのかは詳らかでないが、先述の通り、享保 11 年（1726）の段階で大聖寺藩の蔵元を務めていたことが確認できることから（「大坂え御廻米御支配覚」B8-49 など）、18 世紀初頭にはその素地があったと言えよう。あるいは、ここでの蔵元業務が大聖寺藩への融資と結びついていた可能性もある。米仲買として地位を築き、諸藩蔵屋敷の蔵元として大名財政に関わる足がかりを得て、入替両替・大名貸へと展開していく過程を想定することができる。御用金の請負高からして、18 世紀半ばには、大坂を代表する商人となっていたと言えるだろう。

18 世紀中期以降、大名貸に経営の軸足を移していくと考えられる中で、特質すべき資料を挙げるとすれば、明和 7 年（1770）に、津和野藩（亀井家）と交わした融資契約書である（「〔明和七年九月議定書〕（亀井能登守借用銀返済仕法一件）」B8-138）。この資料は「大同生命文書」に残る加久の大名貸資料の中でも最も古い部類に入るものであるが、加久はこれ以前から大名貸を本格化させていたと考えられる。なぜなら、ここで加久が津和野藩と取り交わしている契約が、極めて洗練された内容になっているからである。

すなわち、加久は津和野藩の大坂における紙・蠅の販売代金を一手に引き受け、そこから津和野藩への融資に関する元金返済分と利子分を控除し、その上で、津和野藩が必要とする経費を渡す、という契約を結んでいる。津和野藩の大坂における蔵物販売を一手に引き受けることと、融資を行うことが一括りになっている点が特徴的である。さらに加久は、この契約を結ぶに当たって、津和野藩の収入と支出に関する次年度以降の計画書を提出させている（「此以後年々入用銀凡積」B8-136）。つまり、返済の見込みがあるということを客観的に明らかにした上で、融資に応じているのである。この手堅さこそ、加久をして大坂金融市場の旗手ならしめた要因であったと考えられる。

この他にも加久の大名貸に関する資料は多数確認できるが、最後に特筆すべきは 1873 年に作成されたと考えられる「新古中証文写（ないしは旧藩証文写）」と題された八冊一連の資料群である（B8-10～B8-17）。これらは、いわゆる明治新政府による旧債整理に際

(25) 同年 10 月に、大同生命の旧肥後橋本社ビルが、広岡家より敷地の提供を受けて着工しており（前掲『大同生命 70 年史』55 頁）、これに関連しての整理という可能性もある。

して作成されたものと考えられる⁽²⁶⁾。1873 年の時点で加久が抱えていた債権の全体像が把握できるとともに、個々の債権について、いつ貸付が行われたのかも把握することができる貴重な資料群である。

3. 加島銀行の経営

加島銀行の略歴

加島銀行は両替商加島屋を母体として 1888 年に設立され、1917 年に株式会社として改組した。1921 年には加島貯蓄銀行を合併、1924 年に星島銀行を買収するなど、都市銀行として順調に発展するものの、1927 年の昭和金融恐慌と、それに続く 1930-31 年の昭和恐慌のあおりを受けて経営危機に陥り、1929 年に鴻池銀行、野村銀行、山口銀行の 3 行に分割、買収され、1937 年に廃業した⁽²⁷⁾。

加島銀行の設立と経営動向

合資会社加島銀行は、主人・廣岡久右衛門、相談役・廣岡信五郎、支配人・加輪上勢七という体制で 1888 年に創立した（「定款申合規則」C2-1）。加島貯蓄銀行は、大蔵省から 1895 年 12 月 13 日に認可を受けて設立されている（「大蔵省認可書類綴」C1-1）。さらに、1917 年には、株式会社加島銀行が設立されることになる（「株式会社加島銀行定款」C2-13）⁽²⁸⁾。

預金規模についてみれば、67 万円（1895 年）、278 万円（1899 年）、555 万円（1904 年）、1,346 万円（1910 年）、3,459 万円以上（1915 年）、1 億 2,550 万円（1919 年）、1 億 7,694 万円（1925 年）と順調に拡大させ、関西の有力都市銀行として発展した⁽²⁹⁾。支店は 3 支店（1895 年）、6 支店（1910 年）、10 支店（1919 年）、20 支店（1925 年）と拡大し、本店の大坂を中心として、京都、兵庫、岡山、広島、そして東京など、全国に及んだ⁽³⁰⁾。

「大同生命文書」所有の営業報告書は、1918 年下期（1 月 1 日～6 月 30 日）「第四十六期営業報告書」から、1920 年下期（7 月 1 日～12 月 31 日）「第五十一期営業報告書」ま

(26) 1871 年 11 月、明治新政府による府県統廃合・県治条例制定によって、旧大名家、旧幕府に対する民間の債権を取り調べた上で、一般処分方針を提示することになる。おそらくはこの時に、加久では旧大名家、旧幕府への貸付内容を整理したものと思われる。この翌月には、各県の藩債支消方法策定、および債権者との示談の中断が府県に指示され、結果的に明治新政府は、以下のように旧債整理を決定している。1843 年以前の債権は棄捐、弘化元年（1844）以降、1867 年までの債権は、旧公債として無利息 50 年賦で返済、1868 年から 1872 年までの債権は、新公債として、年利 4% の 25 年賦で返済。

(27) 銀行図書館「銀行変遷史データベース」(<http://koueki.net/bank/details.php?bcode=1011>)

(28) さらに詳しい職制や規定については「株式会社加島銀行諸規程」C2-16 に記されている。ただし、同資料の成立年代は不詳である。また、合資会社加島銀行に関しては、設立直後の内規が「加島銀行申合規約」C2-12（1891 年）に記載されており、そこには給与に関係する記載も見出せる。

(29) 石井寛治『近代日本金融史序説』東京大学出版会、1999 年、303 頁。

(30) 前掲石井[1999]292-294 頁。

でのわずか3年間分であり、営業成績は詳らかではない。

他方、「取締役会議事録」C7-1-1、2は、1918年から、最終整理が行われる1929年4月まで保存されており、さらに最終整理後の清算過程についても「取締役会決議録（日銀へ提出モノ）」C7-2（1929-1935年）や「株式ニ関スル取締役会決議」C7-3（1931-1941年）が保存されている。当時における都市銀行取締役会の決定事項が長期的に把握できるばかりか、金融恐慌に直面した銀行がとった対応を窺わせる貴重な資料群となっている。また、同資料には1926年下期から1934年下期までの貸借対照表と損益計算書が掲載されており、営業成績について補完することも可能である。しかも、整理後の資産状況が分かる資料であるという点で貴重である。

表3-1 加島銀行の主要勘定

(単位:円)

年度	資産					負債		当期損失金
	資本金	現金	コールローン	有価証券	貸付金	預金	借用金	
1929年6月	15,100,000	307,363	1,700,000	2,066,399	62,730,378	3,000,513	57,562,825	236,162
1930年6月	15,100,000	154,088	250,000	1,968,514	58,638,129	2,064,947	51,245,025	495,400
1931年6月	15,100,000	139,193		1,878,804	37,826,203	1,979,799	50,577,076	949,118
1932年6月	15,100,000	78,086		1,925,636	57,101,879	1,797,601	50,375,584	1,375,157
1933年6月	15,100,000	76,450		2,401,597	55,574,429	1,732,119	49,667,028	1,816,023
1934年6月	15,100,000	78,569		2,451,443	54,326,491	1,717,205	49,110,912	2,237,271
1934年12月	15,100,000	78,399		2,503,274	53,719,869	1,615,644	48,792,447	2,436,616

資料 「取締役会決議録（日銀へ提出モノ）」C7-2

表3-1は加島銀行が整理される直前の主要勘定の推移である。昭和金融恐慌後より損失金が計上されているが、昭和恐慌が発生した1930-31年以降は、預金を大幅に減少させ、損失金が年々大幅に積み重なっていることがわかる。加島銀行にとって、昭和金融恐慌・昭和恐慌の被害がいかに大きかったかを窺わせる。また、資産や収入・支出の内訳が詳細に判明することから、同資料より加島銀行の資産運用の問題点も浮かび上がるだろう。

その他特筆すべき資料は「〔図面〕（加島銀行金沢支店）」C11-1～10および「建築仕様書」C11-11である。金沢支店は、第1節「広岡家の系譜」で紹介したウィリアム・メレル・ヴォーリズによって、1923年に設計されており、近代建築史の観点から興味深い資料と言えるだろう。金沢支店の往時の姿は、「〔写真〕（加島銀行金沢支店）」C11-12が伝えている。

金融恐慌と銀行整理

大戦後恐慌（1920年）、関東大震災（1923年）、昭和金融恐慌（1927年）および昭和恐慌（1930-31年）と、わずか10年の間に、日本経済を大きく揺るがす事象が立て続けに発生した。例に漏れず、金融業も大きな打撃を被り、とりわけ昭和金融恐慌は、銀行、とくに都市銀行に大きな打撃を与えた。その中で、休業そして破綻へ至った都市銀行として、近江銀行、藤田銀行、加島銀行がある。近江銀行は石井[2001]⁽³¹⁾、藤田銀行は伊藤[2001]⁽³²⁾

(31) 石井寛治「第17章 近江銀行の救済と破綻」石井寛治／杉山和雄編『金融危機と地

によってその経営と破綻の過程が明らかにされているが、加島銀行の先行研究は管見の限り皆無である。「大同生命文書」に含まれる近代以降の資料の中でも、とりわけ重要かつ希有なそれは、加島銀行の整理および清算過程が解明され得る下記の資料群である。

昭和金融恐慌による預金の取り付け騒ぎを鎮火させるために、加島銀行の安泰を表明した書状（1927年4月「[加島銀行の経営を保証する書状]」C1-4）が残っている。加島銀行が減資・店舗整理を実施したことに対する世間の不安を解消するために、損失は広岡家が全額負担することも表明している（1928年3月、「[加島銀行・大同生命の経営を保証する声明]」C1-6）。さらに、日銀総裁井上準之助は当行の預金が保証される旨を新聞の談話にて述べている（1928年、[加島・藤田両行の経営健全を保証する日銀総裁談話]C1-7）。

預金取り付けの全国的波及と、マクロ経済への打撃を懸念した大蔵省および日本銀行によって、積極的に合併の打診や特別融通が行われたものの、昭和金融恐慌から昭和恐慌にかけて、休業あるいは休業寸前にまで追い込まれた銀行は126行にものぼった。日銀の特別融通の支援もあり、加島銀行は昭和金融恐慌を何とか切り抜けられたものの、続く昭和恐慌には耐えきれず、1936年1月30日に開催された株主総会の決議によって解散した。

加島銀行は株式会社であることから、まず株主に対する措置が話し合われた（1931年8月、「株式ニ関スル取締役会決議」C7-3）。さらに、整理を円滑に進めるために各一般株主から委任状を集め、その際に彼らからの疑惑や質問に答えることに努めている（1937年4月6日、「委任状集メニ際シ先方ヨリ質問要旨」C7-4、5、1937年4月15日「[港区・大正区・浪速区・東成区・西成区・住吉区・天王寺区の株主訪問記]」C7-6、「西区の株主訪問記（十八名）」C7-7）。株主の質問の多くは「整理の進捗」、すなわち「どの位回収が進んでいるのか」、「どの位の人が回収に従事しているか」などや、株式をいくらで買い取ってくれるかなどであった。また、大同生命の業績について問いただす株主もいた。このように、大きな損失を被ることになる株主を、いかに説得して「銀行整理」が行われたのかが克明に分かる、極めて興味深い資料群が上記であると言えよう。

整理が開始された当初は、順調に資産売却が進み、株主へ分配金も捻出できたようである（表3-2、「事務報告書」C4-4）。廃業当初の2年間で、合計1,360万円が、残余財産分配金として株主へ還元されることになる。他方、当期損金は2%程度計上され続けた。貸付についても回収は順調に進み、整理直後（1936年5月）は、総資産に占める貸付の割合が16%程度であったのが、わずか1年半（1937年11月）で1.7%程度まで減少している。こうした整理は収入と支出の内訳からも窺い知れる（表3-3）。整理直後（1936年5月）は、国債や地方債から26%程度、貸付金利息から23%程度の収入を得ていた。その後、10%前後の安定した不動産収益と貸付金利息が収入源となる。一方、支出をみると、債権回収不能損失金が40%程度を占めていることから、債権回収は進むものの、債務放棄しなければならない債権も存在し続けていることがわかる。こうした不良債権の回収及び損失金の返還は、清算会社に移される。

方銀行—戦間期の分析』東京大学出版会、2001年。

(32) 伊藤正直「第16章 藤田銀行の破綻とその整理」石井寛治／杉山和雄編『金融危機と地方銀行—戦間期の分析』東京大学出版会、2001年。

表 3-2 加島銀行の整理状況

(単位:円)

年度	総資産	資産					
		未払資本金	比率	残余財産分配金	比率	差引当期損金	比率
1936年5月	22,648,288	15,000,000	66.2%				
1936年11月	21,862,833	15,000,000	68.6%	4,000,000	18.3%	317,104	1.5%
1937年5月	21,844,722	15,000,000	68.7%	4,600,000	21.1%	453,855	2.1%
1937年11月	21,827,677	15,000,000	68.7%	5,000,000	22.9%	506,656	2.3%

(単位:円)

年度	貸付							
	有価証券担保	比率	不動産抵当	比率	債券担保	比率	手形	
1936年5月	1,784,385	7.9%	1,363,818	6.0%	209,733	0.9%	194,994	0.9%
1936年11月	517,967	2.4%	898,518	4.1%	2,000	0.0%	106,392	0.5%
1937年5月	286,284	1.3%	404,199	1.9%	2,000	0.0%	57,092	0.3%
1937年11月	22,447	0.1%	326,169	1.5%	2,000	0.0%	25,092	0.1%

資料 「事務報告書」C4-4

注 1 資産及び貸付の内訳はすべての項目を含めていないため、100%にはならない

注 2 比率=各項目／総資産

注 3 残余財産分配金は株主へ分配される

表 3-3 加島銀行整理時における収入と支出

(単位:円)

年度	合計	収入						
		信託報酬	比率	国債利息+地方債利息	比率	不動産収益	比率	
1936年5月	88,860	19,804	22.3%	23,244	26.2%	6,121	6.9%	20,376 22.9%
1936年11月	393,523	0	0.0%	2,335	0.6%	10,808	2.7%	33,645 8.5%
1937年5月	180,309	0	0.0%	0	0.0%	15,931	8.8%	18,916 10.5%
1937年11月	75,324	0	0.0%	0	0.0%	10,910	14.5%	7,904 10.5%

(単位:円)

年度	合計	支出				
		有価証券	比率	不動産	比率	債権回収不能損失金
1936年5月	88,860	31,425	35.4%	10,274	11.6%	
1936年11月	393,523	162,397	41.3%	40,828	10.4%	140,616 35.7%
1937年5月	180,309	1,488	0.8%	17,739	9.8%	66,394 36.8%
1937年11月	75,324	0	0.0%	13,853	18.4%	31,766 42.2%

資料 「事務報告書」C4-4

注 1 有価証券=有価証券売却損+有価証券償還損+有価証券価額償却

注 2 収入及び支出の内訳はすべての項目を含めていないため、100%にはならない

注 3 比率=各項目／合計

注 4 合計は収入と支出で一致している

4. 大同生命の経営

大同生命の設立経緯や経営動向、業務内容については『大同生命七十年史』に譲り、本節は項目に絞った資料紹介に焦点を当てる。各項目については後述するとして、まず指摘すべきは、設立経緯に関する豊富な資料が「大同生命文書」に含まれるということである。真宗生保関連資料（資料番号 F 番台）、朝日生保関連資料（資料番号 G 番台）、護国生保関連資料（資料番号 H 番台）、北海生保関連資料（資料番号 I 番台）、九州生保関連資料（資料番号 J 番台）と、合併前の各社の経営状態が分かり、さらに三者合併関連資料（資料番号 K 番台）、ならびに各社の株主総会及び合併契約書などより、合併の経緯が詳細に把握できる。

経営動向

戦前から戦後にかけての大同生命の経営動向については、「第十四回 営業成績紀要」L4-1 や「第十五回 決算紀要」L4-2、「事業報告書（予備分）〔予備分事業報告書綴〕」L4-3、「第十九回 決算概要」L4-4、「第 43 回事業報告書」L4-5 などを通じて把握できる。これらにより、貸借対照表、損益計算書、利益金処分一覧、本期新契約高、年末契約高、同契約件数などが、1916 年から 1945 年までの断続期間を除き、継続的に確認できる。さらに、経営動向の時系列推移は後述する「株主総会議事録」から辿ることもできる。株主総会議事録には、株主に公表した貸借対照表と損益計算書が、末尾資料として添付されているため有益である。

株主総会

大同生命に関する資料の中でも圧巻は「株主総会議事録」である。「創立総会議事録」L10-1（1902 年）から「第四拾七回定時株主総会議事録」L10-143（1949 年）に至るまで、ほぼ途切れることなく、株主総会議事録が残存している。保険会社のみならず、他産業においても、明治から昭和、そして戦後も含めて継続的に株主総会議事録が現存している企業は管見の限り見当たらない。近代以降の「大同生命文書」の中で、最も資料価値の高い資料群といえよう。

株主総会議事録の構成について簡単に紹介したい。会議に先立って、株式総数、株主数、出席株主数とその権利数が読み上げられる。特筆すべきは、その直後に出席株主氏名と所有株式数、そして委任代理人氏名と委任株式数も読み上げられる点である。さらに、添付資料として、誰が誰に委任状を提出したのかも把握できる。株主総会議事録において、総会構成員に関してこれほど詳細な記載を行っている例は、管見の限り見当たらない。そして次に、議案が読み上げられ、株主総会の議事過程が記録される。

広岡家によって大半の株式が所有されている所有者企業でありながら、経営方針や経営理念を詳細に株主総会で経営者が論じている点が、大同生命における株主総会の特徴のひとつである。とりわけ、広岡恵三（2 代目社長、在任期間：1908-42 年⁽³³⁾）において顕著である。たとえば、「別段準備金モ最早相当ノ額ニ達シマシタガユヘ此際ヲ機トシテ被保険者側ニモ共ニ慶福ヲ領ツコトガ至当デアロート考ヒマス」（1912 年 8 月、「第拾回定時

(33) 1905 年 8 月に大同生命取締役、1908 年 10 月に社長代理、1909 年 6 月に社長に就任。

「株主総会議事録」 L10-29) と、利益処分の配当を株主だけではなく、被保険者にも分配すると明言しており、それを株主も歓迎している様子が同資料より窺える。

大同生命は 1947 年に株式会社から相互会社へと改組される。こうした会社組織が変化する過程は、大同生命保険株式会社の解散、および大同生命保険相互会社への生命保険契約包括移転を巡る議決については「臨時株主総会議事録」 L10-140 (1948 年 2 月 25 日)、大同生命保険相互会社への保険契約ならびに財産一切の移転により貸借対照表および財産目録が零であることを確認し、移行が完了した時点については「臨時株主総会議事録」 L10-141 (1948 年 4 月 15 日) で、それぞれ確認することができる。

政府と保険会社

「大同生命文書」には大同生命の経営動向だけではなく、保険会社に対して政府がどのような指令を出したのか、いかなる政策を立てたのかも解説され得る（「官庁指令書綴」 L2-1）。同資料は 1902-48 年までの、農商務省、商工省、大阪電話局、大阪通信管理局、大阪郵便局長、大阪警察署、大阪市長、台湾総督府、満州帝国政府經濟部、大蔵省からの指令が記載されている。さらに、日銀總裁井上準之助より、資本金 5 千万円内定の由、商工省の十分な了解ある由、直接に株の投資を行うよりも便宜があることなどから、設立計画中の「生命保険会社間ノ証券会社」への加入を勧誘する資料もあり、日本銀行による保険業への介入の一端を窺うことができ、興味深い（1930 年 9 月、「〔書状〕（生保証券株式会社設立呼びかけ状）」 L2-4）。

戦時統制下における生命保険会社への政府の対応についても、事業状況、会計、人事、資源利用（紙類使用量）などに関する報告が掲載されており、さらに契約内容を巡る認識の齟齬によるトラブルについて、契約者による当局への陳情や、統制会による仲裁があつたことなども記述されている（1942 年 6 月-1944 年 1 月、「生命保険統制会諸届書類回答書類綴」 L2-6）。

戦後処理については、「〔GHQ 関係書類綴〕」 L2-12 (1948 年 7 月-1951 年 4 月) に、経済科学局よりの指令に基づく財務諸表報告書とその関連文書、廣岡松三郎氏が公職追放の対象にならない旨を記した確認書などが掲載されている。終戦直後、政府によって企業再建・整理が迅速に進められていったが、金融機関に対しては、金融機関再建整備法（1946 年 10 月 19 日公布）に基づいて処理が進められていった。個別企業の具体的な処理の過程についても「金融機関再建整備法に基く最終処理関係申請書」 L8-7 から明らかにされる。

5. 広岡合名会社について

企業グループを形成した一族は、合名会社あるいは合資会社を設立し、本社として一族が所有する会社、および財産を運用・管理した。廣岡合名会社もこうした会社に該当する。

「大同生命文書」には点数こそ相対的に少ないものの、「定款（廣岡合名会社）」や「損益勘定元帳」が現存しており、同会社の実態がある程度把握できる。

廣岡合名会社は「廣岡家ヲ永遠ニ維持シ其財産ヲ安固ニ保全センカ為」に、1920 年に設立された（「定款（廣岡合名会社）」 D1-3）。出資金の総額は 1,000 万円であり、出資額は、廣岡恵三 450 万円、同久右衛門 450 万円、同松三郎 100 万円であった（定款第 5 条）。

こうした廣岡合名会社の活動の詳細は必ずしも明らかではないが、加島銀行と廣岡合名

会社の関係、ならびに加島銀行の整理・清算に対する広岡家の考え方「広岡合名会社社員会議決議録」D2-2より窺い知れる。以下、長文となるが引用しよう。

株式会社加島銀行ノ経営萬端ヲ吾々一家ニ一任セラルル所以ハ主トシテ吾々一家力組織セル當社力同行ノ大株主ナルカタメナリ今回同行力減資ヲ行フノ已ムナキニ至リタル事時勢ニ因ル次第トハ申ナガラ是ガ損失ヲ全幅ノ信頼ヲ以テ吾々一家ニ其經營ヲ委ネラルル一般株主ニ及ボスコトハ徳義上出来難キコトナルノミナラズ仮リニ一般株主ニ損失ヲ及ボスコトハ法規上當然ノ帰結ニシテ道義上顧慮スルノ價値ナシトスルモ總会ニ於ケル紛擾延テハ預金者ニ不安ヲ輿ヘ財界ニ動搖ヲ惹起スルコトトナランカ當家ノ吾國財界ニ對スル責任輕シトセス故ニ株式会社加島銀行ノ減資力株式併合ノ方法ニヨルモ將又株式消却ノ方法ニヨルモ當社ハ進ンデ其損失ヲ負擔スルコトシ當社所有ノ加島銀行株式ヲ無償ニテ提供スペキ責務アリト認メ本日社員会議開催左記ヲ決議シタリ

(一) 株式併合ノ場合

減資ノ結果半減（二株ヲ併合シテ一株ニ）ノ場合五拾圓全額払込済ノ株式並ニ拾貳圓五拾錢払込済株式ノ各減少セラレタル株主各位ニ對シテハ減資後発行スル廣岡一家所有ノ株式ヲ以テ其減少セラレタルト同数ノ株式ヲ無償ニテ譲渡スルコト

(二) 株式消却ノ場合

資本減少額壱千五百拾萬圓ニ相當スル株式ハ廣岡一家所有ノ株式ヲ株式会社加島銀行ニ對シ無償ニテ提供スルコト

1928年3月24日、このように決議された。大株主でもある広岡家が実質的に加島銀行を経営していた。資産の運用や処分について大株主と一般株主との間で利害が対立する場合がある。「減資」はまさにそうした状況である。戦前日本の商法には少数株主の保護に関する条項はないが、「全幅ノ信頼ヲ以テ吾々一家ニ其經營ヲ委ネラルル一般株主ニ及ボスコトハ徳義上出来難キコト」として会社内で自生的に一般株主への保護を行った事例であり、興味深い記述となっている。また、一般株主との利害対立が長引いて「總会ニ於ケル紛擾延テハ預金者ニ不安ヲ輿ヘ財界ニ動搖ヲ惹起スルコトトナランカ當家ノ吾國財界ニ對スル責任輕シトセス」として、預金者保護を最優先とした。

同年4月13日には、広岡合名会社が所有する加島銀行の株式のうち、130,260株（50円払込済）と126,060株（12円50銭払込）が無償で株主に提供されることになる（「決議録（加島銀行への株式無償提供につき）」D3-3）。加島銀行は広岡家の会社と世間から認識されていることから、広岡合名会社の資産を提供することによって、広岡家の評判を守ることにも繋がっていたのである。

加島銀行が整理される前後における広岡合名会社の資産運用状況については「損益勘定元帳」（D3-5）に記載されている。また戦後の資産状況についても「〔広岡合名会社資産明細書綴〕D3-6（1946年）と「残務整理関係（広岡合名会社）」D3-7（1948年）より明らかとなる。

6. 広岡家と茶道

大坂・京都・周辺の畿内各国、すなわち近世経済活動の中核「上方」の商取引で重要な機能を担った富裕商人「豪商」たちが、日々の経営活動のかたわらで営んだ文化的諸活動の内、特に顕著な活動が確認できるのが茶道である。

鴻池善右衛門家とならんで近世上方豪商を代表する廣岡久右衛門家でも、後述するよう特に江戸後期以降、千家流の茶道、とりわけ表千家の茶道への傾倒と熱心な茶道具収集が行われたようである。

本節の目的は、大同生命文書に見られる、廣岡家における茶道に関する事項と活動を紹介することであるが、本資料群中、茶道上の具体的な活動を示す中心的資料である「会記」(廣岡家が催した、あるいは招かれた茶会・茶事の道具組や懐石の献立を、客組とともに記録したもの)は認められなかった。

現存する茶道関係の資料は、天明期の道具購入に関するもの、18世紀後半から19世紀前半にかけて廣岡家の当主が茶の湯の点前や茶事の進行を学習する際に使用したと思われる筆記類、明治期および昭和期の道具入札(売却)に関するもの、に大別できる。以下、これら資料について簡単な解説を加えるが、これに先立ち、上方豪商が千家流の茶道に関与していく前後の状況について述べ、大同生命文書の茶道史上における位置付けの一助としたい。

近世茶道の展開と17世紀前半の千家の茶

さて、近世茶道の展開は、16世紀後半に千利休が大成した「わび茶」を基調として、大まかに次の4つの諸相においてなされたと考えられる⁽³⁴⁾。

- ①古田織部・織田有楽の影響を受ける中で成立した、小堀遠州による大名の茶。
- ②金森宗和・後水尾院・常修院宮慈胤法親王・後西院・三菩提院宮真敬法親王らによる禁中・公家の茶。17世紀後半～18世紀半ばに活躍した近衛家熙はこれを「御流儀」として固定化・流儀化する。
- ③千利休の子・千道安に連なり、かつ①を展開させた片桐石州による武家の茶。石州は遠州の後、4代将軍家綱の茶道師範となり、わびに傾倒した石州の茶が各大名家に取り入れられることになる。
- ④千利休の孫・千宗旦とその子孫や高弟たちによる千家流のわび茶。宗旦の子息がそれぞれ紀州徳川家・加賀前田家・高松松平家に仕官し、現在の表千家・裏千家・武者小路千家の祖となった。

このうち、17世紀後半以降に台頭した町人層である上方豪商たちが営んだのが、④の千家の茶であった。ここで、天正19年(1591)の千利休自刃後の千家の歴史を簡単にたどつてみよう⁽³⁵⁾。

(34) 谷端昭夫『近世茶道史』淡交社、1988年、谷端昭夫『よくわかる茶道の歴史』淡交社、2007年、などを参照。

(35) 千宗左編『表千家』角川書店、1965年、表千家監修・不審庵文庫編『茶の湯—こころと美一』河原書店、2008年を参照。

閉門状態となった千家は、文禄3年（1594）、千家は利休の子・少庵の代に豊臣秀吉より再興を許され、17世紀初頭に家督を継いだ少庵の子・宗旦の代に至ってわびの傾向を一層強めたといわれる。宗旦は、掛物も花も用いない茶室、いわゆる「床無し一畳半」を創出するに至り、自身も生涯仕官していない。社会情勢に左右されることを厭う故であったといわれる。

一方、宗旦は3人の子息を茶堂として大名家に出仕させている。三男の江岑宗左を寛永19年（1642）、紀州徳川家に茶堂として仕官させ、間もなく家督を江岑に譲り、江岑をして現在の表千家の始めとしている。以降、表千家歴代家元は幕末まで紀州徳川家に茶堂として仕えた。

隠居した宗旦は、屋敷の裏の地に隠居所をつくり、四男の仙叟宗室を連れて移住する。後にその屋敷を宗室に譲り、その地にて宗室が裏千家を興している。また江岑の兄2人のうち、長男の閑翁宗拙は早くに家を離れ、次男の一翁宗守も当初は塗師として修行していたが、晩年に千の姓に戻り武者小路千家を興した。ここに現在まで続く三千家の礎が築かれたのである。

以上のような趨勢をたどった千家とその茶の湯は、利休自刃の影響の大きさもあってか、17世紀前半の茶道においては少数派に属していたと思われる。

例えば、禁中・公家の茶を営んでいた近衛尚嗣が、寛永19年（1642）から慶安4年（1651）頃にわたり、主に千宗旦から茶の湯に関する事項を聞き書きした筆記『茶湯聞塵』において、尚嗣は、宗旦の茶の湯（いわゆる千家流）の所作などについては「宗旦説也」、「宗旦流ハ」と記載している。これに対し、尚嗣の茶も含め、一般に行われている茶の湯（当時の主流派）の所作については、一貫して「当世ハ」と記載しているのである⁽³⁶⁾。

17世紀後半～19世紀前半における千家の茶と上方豪商

こうした傾向は表千家5代隨流斎の頃まで見られたようであるが、同6代覺々斎及び同7代如心斎が活躍した17世紀後半～18世前半に至って、状況は著しく変化する。千家流の茶を嗜む人口が急拡大し、かつ、如心斎による千家家元制度の確立も影響し、千家こそが利休以来のわび茶を継承する主流派であると一般的にみなされるまでになっていったのである。

事実、先に触れた近衛家のこの時期の当主である近衛家熙は、千家流の茶の湯を「当世流」と称して主流派とみなしているのに対し、家熙自身の茶の風については「御流儀」とのみ称しているのである⁽³⁷⁾。

この背景にあるのが、17世紀後半以降、上方を中心に顕著となった経済成長により登場した富裕な町人層が、千家の茶の湯を嗜み始めたことによる稽古人口の増加と、道具需要の増加である⁽³⁸⁾。

(36) 「近衛尚嗣筆『茶湯聞塵』」『茶の湯文化学』第1号、1994年。

(37) 高頭忠造編『史料大観 槐記』哲学書院、1900年。『槐記』は、有職故実や和漢籍、さらに茶事にも通じた近衛家熙の言行を、侍医の山科道安が筆記したもの。記録期間は享保9年（1724）1月から享保20年（1735）1月におよぶ。

(38) 千宗員『近世前期における茶の湯の研究—表千家を中心として—』河原書店、2013年。

稽古人口の増加に対応するため、茶道の稽古の形態も「茶事を実際に行うこと」から「点前の稽古」へ変化するよう余儀なくされ、稽古することに寄せられた期待も、享楽から精神性を重んじるものへと変化していった。如心斎が延享3年（1746）頃までに制定した、集団で稽古できる式法「七事式」成立の時代的な要請は、まさにこの点にあつたと考えられる。

また、道具需要の飛躍的増大への対応としては、正徳3年（1713）年に覚々斎が銘を付けた宗入作「癸巳二百の茶碗」をはじめ、裏千家6代六閑斎による「丙午の茶碗」、如心斎の茶杓「北野三十本」など、一度に多数の茶道具「数物」を製作することが、この頃から始められている。

ここで、実際に千家の茶の湯に深く傾倒した上方豪商の事例として、鴻池家と広岡家を取り上げ、両家と千家との関わりについて一瞥してみよう。

○鴻池善右衛門家

大坂両替商仲間の筆頭格「十人両替」の一員となり、特に大名貸により全国的にも随一の豪商として成長した鴻池家における歴代当主の文化活動、殊に茶の湯への理解と傾倒は顕著である。18世紀頃の4代宗貞（宗羽）・5代宗益（宗知）・分家善兵衛家の道億の3者は、道具収集を本格的に行う一方で覚々斎・如心斎とも親しく交わり、『不審庵会記』にしばしばその名前を見出せる⁽³⁹⁾。

点前の相伝については、時代は下るが、文化10年（1813）10月に8代幸澄が表千家9代了々斎から盆点の相伝を受けており、茶道の修練にも熱心であったことがうかがえる。茶事による親交のみならず、千家にとって鴻池家はパトロンとしても重要な役割を果たしており、たとえば鴻池家分家の草間直方が著した『茶器名物図彙』には、表千家8代啄啄斎銘・書付にて出来た、樂了入作の茶碗200碗である「了入二百」のうち、100碗を鴻池家で引き受けたことなどが記されている⁽⁴⁰⁾。

○広岡久右衛門家

第1節、第2節で紹介した通り、近世中後期の大坂商業界において重きをなした広岡（加島屋）久右衛門家は、千家との繋がりも密接で、文化14年（1817）年の了々斎による道具の箱書付の手控えである『書附控』では広岡一族2名・7点の名が見え⁽⁴¹⁾、文化15年（1818）年にできた了々斎手造50碗のうち2碗を、広岡一族2名が引き受けている⁽⁴²⁾。

また、8代久右衛門正饒は、天保12年（1841）年5月に唐物点の相伝を、嘉永元年（1848）年8月には不審庵の祖堂で皆伝を、それぞれ表千家10代吸江斎より受けている⁽⁴³⁾。

(39) 鴻池家の道具帳については、「元禄四歳、正月壹日」と割り書きされた「道具帳」（「鴻池家道具帳」として小田栄作編『茶道古美術藏帳集成』上巻、国書刊行会、1977年に所載）のほか、中野朋子「鴻池合資会社蔵「延寶乙卯三年 諸道具買帳」」「茶の湯研究 和比』第2号、2005年、を参照。『不審庵会記』は、「昔の茶懐石」「同門」各号、を参照。

(40) 永島福太郎・原田伴彦監修『草間直方著 茶器名物図彙』上・中・下、文彩社、1976年。

(41) 熊倉功夫「千家人物散歩51 了々斎（7）」「同門」平成9年3月号。

(42) 前掲永島・原田監修[1976]。

(43) 『不審庵会記』『同門』各号。

「大同生命文書」に見る近世広岡家の茶道

それでは、実際に「大同生命文書」によって確認しうる広岡家の茶道に関する活動について、近世と近代に分けてみてみよう。

【広岡家茶室の席号】

まず、近世では、大徳寺427世の剛堂宗健（1759～1835）によって、広岡家の茶室（恐らくは広間）に「好楽亭」という席号が与えられ、さらに剛堂からは席号かは不明ながら「称信」と記した扁額が広岡家に与えられたようである（「[大徳寺427世剛堂宗健筆席号2点]」A9-39）。

席号は茶室の名前であると同時に、家の代名詞としても用いられ、代々踏襲されるのが通例である。席号命名以降、広岡家の茶室は好楽亭と呼ばれたこと、歴代の広岡家当主が好楽亭主を名乗ったであろうことなどが推測できる。

【茶道具の購入】

茶会（食事を伴った茶のもてなし。現在では茶事と呼ばれる）を催すに当たっては、掛物・花入・釜・水指・茶入・茶器・茶碗・茶杓といった主要な道具の他、水屋道具、書院を飾る道具といった、数多くの道具類を必要とする。

この道具類をいつ・どこから・いかほどの対価で調達したのか。また、ある時点における道具類のストックはどれほどになるのか。これらに関する情報を書き上げた近世の所蔵品台帳（原史料では「道具帳」などと表記されることが多い）は、大同生命文書には見出せなかった。

しかし、天明期の一紙文書が100通ほど残されており（「覚（道具代銀勘定書）」A6-1～「覚（道具代銀請取につき）」A6-101）、これにより近世広岡家における道具購入の実態をいくらか跡付けることができる。すなわち、主要な購入先は大坂の道具商・谷松屋権兵衛、同じく大坂の道具屋勝兵衛と、京都の道具商・加賀屋次右衛門である。購入品目は、

先に挙げたような道具類の他、掛物の表具や茶入などの袋を製するための裂地（恐らくは室町期から江戸初期までの舶来品）にまで及んでおり、広岡家の茶道具収集への熱心を窺わせる。

以上は、主に古美術に類する道具類であるが、他方で同時代に製作されたばかりの新品である「今出来」の道具も茶会には必要である。広岡家においても、釜や風炉類を中心にしてこれらの購入があったようで、とりわけ、「御好炉五徳五本」とあるように、広岡家がデザインを指示し（これを茶道では「好む」と称する）、釜師庄兵衛に炉用の五徳5本を製作させ、購入している様子は興味深い（「覚（茶釜等代銀書上）」A6-44）。

【広岡家の茶道修習】

茶道具収集に熱心であった広岡家では、茶道に関する実際的な学習や、茶事を催すにあたっての知識の習得や稽古もまた、当然なされていたものと思われる。以下、広岡家において、「道具組」、「茶事進行の実際」、「点前の実際」の諸要素を学習する際に参考にしていたであろう資料を紹介する。

所持する茶道具の中から、何を、いかに組み合せて茶事に用いるか。これは「道具組」と呼ばれるが、茶事の趣向や時候にかない、かつ茶道具同士が同時に使用された際に違和

感なくおさまるような道具組を体得・実現させることは極めて難しく、経験や知識の蓄積と、美意識の洗練を要する。

こうしたことは、実際に何度も茶事を催しながらの習得によるところが多いと思われるが、広岡家では、茶道の巧者が過去に催した茶事の記録「茶会記⁽⁴⁴⁾」に記載された道具組や献立を参考することによって、道具組についての学習がなされていたものと推測される。

「大同生命文書」には、いずれも表千家 8 代啐啄斎が催した茶事に関する茶会記が確認できる。まず、宝暦 7 年（1751）から天明 8 年（1788）までに啐啄斎が催した茶事の会記を筆者した「啐啄斎茶会記」A9-1 である。もう 1 点は、啐啄斎の高弟であった山田宗誠が、安永 4 年（1775）から天明 8 年までに啐啄斎が催した茶事の会記および、宗誠が招かれた茶事の会記を書き留めている「山田宗誠筆記」A9-42 である。前者は、現在、表千家不審庵が所蔵する歴代家元による自会記・他会記である『不審庵会記』を抜粋した写本と思われる。後者は啐啄斎とその高弟の日常的な行動が記されている点が興味深いが、年次未詳の部分が多いうえに、恐らく写本と思われる。

次に、茶事進行の実際を学習する際に、実際の稽古の他に参照したと思われるものとして、「百ヶ図茶之湯記」A9-41、6 冊がある。本書は龍根本伊藤正風なる人物が著したもので、千家流の茶事の進行について、亭主方と客方に分けて、道具の置き合わせの位置などを図入りで詳述したものである。中には実際の点前の進行についても記述した部分もある。

点前の実際の進行については、一紙文書が 10 点ほど確認できた（「茶々諸具諸事控」A9-43～「〔覚〕（懷石手順に付）」A9-54）。いずれも書籍からの書き抜き、あるいは口述による伝授を備忘的に書き留めたものと思われる。

最後に、これらの茶道習得に関する情報を、どこから広岡家が得ていたかであるが、これを具体的に示す資料は見出せなかったものの、千家高弟と広岡家との深い関係を示唆する資料がある。表千家 8 代啐啄斎の高弟で大坂の茶匠であった 2 代多田宗掬（十友斎。1727～96）が、安永 9 年（1780）12 月 21 日に加島屋久右衛門に差し入れた「一札之事」B5-3 である。

これによると、多田宗掬は「身上不如意で難渋していたので、銀子無心を申し入れたところご許容下さり、金 130 両を合力していただき、確かに受け取った。この金子を以て借銀を片付けるつもりである。今後は家内儉約していく」と記している。多田宗掬は、川上不白、堀内宗心、内本積有、住山楊甫、山田宗誠らとともに 18 世紀後半において千家の茶道を広めるのに功績のあった人物であり、初代宗掬（1690～1758）は表千家 7 代如心斎による七事式制定にも参画したと言われている。

上方豪商による、茶匠への具体的な資金提供を示す文書については、管見では初めてであるが、広岡家と多田宗掬との関係を示唆する興味深い史料である。広岡家が多田宗掬を取次とし、千家との関係を構築し、茶道に関する様々な情報を得ていたことは想像に難くない。

(44) なお、自らが催した茶事の会記を「自会記」、他者が催した茶事の会記を「他会記」という。

「大同生命文書」に見る近代広岡家の茶道

近代の広岡家においても茶道に関する諸活動は当然行われていたと考えられるが、「大同生命文書」中には、これを具体的に示す史料はほとんど見当たらなかった。

対して、近代の史料には、茶道具を含む美術品の売却に関するものが散見されるようになる。これらの史料をもとに、近世から近代にかけて広岡家が所持していた茶道具類の質や量について、ある程度の復元が可能であると思われるが、部分的な記録であることもあるので注意が必要であろう。

さて、「大同生命文書」において確認できる広岡家の美術品の売却は、明治期に2度、昭和期に1度であり、いずれも売立（糶）の形式であったようである。

第1回目は、1877年10月および11月である（「道具番付帳 甲・乙」A6-104、「明治十年十月西京表ニテ入札無札分残品同十一月十日西京ニテ売立控」A6-105）。これによると、京都にある「丸山橋ノ寮」において、所蔵品の売立が2度にわたり行われたようである。

第2回目は、1881年の8月から9月にかけてである（「梅印道具控 天・地」A6-109～「手控」A6-112）。この際の売立の地名や場所については不明である。

第3回目は昭和3年6月18日である（「〔売却品明細覧〕」A6-119～「昭和三年六月十八日売立時競売当家出品」A6-136）。この売立は「広岡家藏品入札」として大阪市東区淡路町4丁目の大阪美術倶楽部で行われ、戸田弥七・山中吉郎兵衛ら13名の道具商が札元となった。下見用に243点の図版が記載された目録も刊行され、この末尾には「其他売出品数百点略之」とあることから、大規模なものであったことが想像される。

この際、広岡家所蔵の美術品の中で最も高名であった「紅葉呉器茶碗」も入札され、この売立中の最高額である189,900円にて大阪の春海商店が落札している（その後、この茶碗は住友吉左衛門が所持し、現在は泉屋博古館蔵）。

小括

以上、簡単に広岡家と茶道との関係を見てきたが、特に江戸中期から後期以降の、家元制度の確立期においては流儀の茶道に打ち込む様子や、これを後援する活動があったことが垣間見られた。

他方、茶道具をはじめとする美術品収集も旺盛で、千家のわびの茶の湯と武家の茶の湯、双方の美意識を取り入れた自由闊達な雰囲気を感じさせる道具選択の感覚も認められる。唐物・高麗物などの舶載品、国焼、千家家元手造の道具など、広範にわたる優品を選び抜く眼を有していたともいえる。広岡家の茶道は、流儀に深く関係したものでありながら、決してこれに拘泥しない姿勢を示したように思われ、現在の目にも新鮮に映るのである。

同時に、所持していた道具は、将来の不定時における家産の危機に対応するためのバッファ（緩衝）としても機能し、蓄財の一部になっていたと思われる。実際に、広岡家における明治期と昭和期の売立も、家産の危機的状況を道具売却で救うという、道具の資産価値に依拠した処置であったと思われる。数ある日本の有形文化財のうち、茶道具ほど所有者の移動が頻繁であったものはないと思われるが、却ってそれゆえに名品が維持・継承された面もある。茶道具や美術品の伝来を考える上でも、広岡家に代表されるような、上方豪商の機能について、今後の具体的検討が必要となろう。

執筆担当

はじめに…澤井実（大阪大学大学院経済学研究科）／高槻泰郎（神戸大学経済経営研究所）

第1節～第2節…高槻

第3節～第5節…結城武延（秀明大学総合経営学部）

第6節…倉林重幸（財団法人湯木美術館）

大同生命保険株式会社

広報部 東京都港区海岸 1-2-3 TEL 03-3434-9190

大阪府大阪市西区江戸堀 1-2-1 TEL 06-6447-6258

<ホームページ><http://www.daido-life.co.jp>